

3歳未満のお子さんを養育されている方へ

1 特例を受ける

3歳未満の子を養育し、または養育していた組合員若しくは組合員であった者は申し出ることにより、3歳未満の子を養育している間の標準報酬月額が下がった場合でも、当該子を養育する前の標準報酬月額を、その下がった月の標準報酬月額とみなして、長期給付の給付額の算定基礎となる平均標準報酬額が算定されます。

★必要提出書類

- ・ 3歳未満の子を養育する旨の申出書
- ・ 当該子の生年月日及びその子の申出者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍謄本、当該子を養育することとなった日を証する書類等（要原本証明）

※平成26年4月1日以降については、3歳未満の子を養育する者は、特例を適用の有無関係なく提出することとなりました。また、産前産後休業及び育児休業を行っている者は、終了時に提出することになります。

2 特例を受けることができる期間について

3歳未満の子を養育することとなった日の属する月から次の(1)～(5)のいずれかに該当するに至った日の翌日の属する月の前月までの間

- (1) 養育している子が3歳に達したとき
- (2) 組合員が退職したとき又は死亡したとき
- (3) 他の3歳未満の子（特例を受けることとなる子）を養育することとなったとき
- (4) 子が死亡したとき、または養育しなくなったとき
- (5) 育児休業等（掛金免除）を開始したとき

★次の事由に該当したときは、その日から特例を受けることができます。

- ① 3歳未満の子を養育する者が新たに組合員の資格を取得したとき
(注意) 当該子を養育することとなった日の属する月の前月において組合員でない場合は、当該月前1年以内に組合員であった期間がなければ特例を受けることができません。
- ② 育児休業等（掛金免除）が終了した日の翌日が属する月の初日が到来したとき
- ③ 特例を受けようとする子以外の子に係る特例の適用を受ける期間の最後の月の翌月の初日が到来したとき

3 特例を受けなくなる場合について

養育している3歳に満たない子が3歳に到達した場合（※）等に該当した場合、『3歳未満の子を養育しない旨の申出書』を提出してください。

- ※ ・ 養育している子が3歳に達したとき（平成27年9月30日までに達していたとき）
- ・ 組合員が退職したとき（平成27年9月30日までに退職していたとき）
- ・ 他の3歳未満の子を養育することとなったとき
- ・ 子が死亡したとき又は養育しなくなったとき
- ・ 育児休業等（掛金免除）を開始したとき